

会員への提供情報の管理の在り方について(1)

■ 2021年11月理事会での議論

- NBCIで共有されている高品位の情報の海外企業への流出について留意すべき。
- 本件については、次回理事会まで検討し、結果を報告する。

■ 理事会後の検討状況

- 2022年1月21日期限で各理事より意見を受領
- いただいた意見を踏まえ、2月16日、3月16日、4月20日、5月18日の企画運営推進会議で意見交換を実施
- JACI(新化学技術推進協会)と意見交換(3月1日)
- 理事及び企画運営推進会議委員に、NBCIで共有されている全ての情報へのアクセス権を付与(3月末より)

会員への提供情報の管理の在り方について(2)

■ 主たる懸念点

- 海外企業の日本法人などの会員(日本法人であることが条件)を通して、NBCIが会員に提供している有益な情報が海外の競合企業に流出し、会員企業を始めとする我が国企業のビジネスに悪影響を与える可能性がある

■ 対策検討にあたっての難しさ

- 海外企業への情報流出元となる会員候補を海外企業の日本子会社などの形式要件だけで選別することの効果(資本関係はないが海外企業との取引が主体の商社などの扱い)
- 安全保障貿易管理の対象とならない公知情報のみが共有されている状況の中における、海外の競合企業に流出することが好ましくない情報の特定
- 現時点では事務局としてこれらに関する基準の提案は困難

会員への提供情報の管理の在り方について(3)

■ 当面の対応

- 入会希望者に対し事務局より、「**会員として知り得た情報を会員外の企業にビジネス目的で提供する行為は当協議会の活動目的に反する行為である**」と説明し、了解する旨確認
- 入会申込書を入会審査日の1週間前には委員に共有し、「**理事会付議**」の提案が1委員からでもあれば、メール審議を実施
- 入会後に上記趣旨に反する行為が見られた場合には、事務局より当該会員に対して退会を求める
- 会員への提供情報については、公知情報であるとの前提の下、それぞれ委員長、主査及び事務局長等の判断を経た上で共有
- 理事及び企画運営推進会議委員は、**提供されている情報の中で、留意すべきケースがあった場合は、その旨事務局長に連絡**
- 事務局長は、情報提供にあたっての判断者(委員長、主査等)と相談の上、対応し、対応結果について企画運営推進会議に報告する

会員への提供情報の管理の在り方について(4)

■ 今後の展開

- 当面の対応に記載したことを実施する中で、具体的事例とそれへの対応実績を積み重ねる
- 積み重ねた実績を踏まえ、必要あらば、入会審査及び情報共有にあたっての基準を策定することとする

以上